

そのはかりは検査を受けていますか？

○はかりに「証印」はついていますか？

計量法では、はかり（特定計量器）を取引又は証明に使用する場合は下記の「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものを使用しなければならないと定められています。（計量法 第16条）

これらのはかりを取引又は証明に使用する者は、定期検査※を受けなければならないとされています。（計量法 第19条）

※定期検査については、裏面をご覧ください。



(検定証印)



(基準適合証印)

<ご注意ください>

下記の表示があるはかりは、取引又は証明には使用できません。



○罰則

定期検査を受ける必要があるのに、検査を受けていない場合
⇒50万円以下の罰金 (計量法 第19条、第173条)

証印のない計量器(不合格を含む)を取引又は証明で使用している場合
⇒6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれを併科
(計量法 第16条、第172条)

◇取引 又は 証明とは・・・

- ・取引：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為
- ・証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること
(計量法 第2条 第2項)

◇定期検査の対象となる「はかり」の例は・・・

(食料品関係)

- ・肉・魚・野菜・惣菜などをグラム売りするもの（例 黒毛和牛 ～g ○円）
- ・業者間で重さにより取引するもの（食料品製造後の出荷など）

(売買等)

- ・貴金属などをグラム単位で取引するもの
- ・産業廃棄物の重さにより処分等の料金を決めるもの

(運送関係)

- ・重さにより宅配料金を決めるもの

(学校、幼稚園、保育所)

- ・健康診断等に使用し、その結果を通知するもの

(病院、福祉施設、薬局等)

- ・健康診断等に使用し、その結果を通知するもの
- ・薬の調剤に使用するもの

上記に該当する「はかり」を使用していて定期検査を受検されていない場合は、裏面の問合せ先までご連絡いただくとともに、裏面のQRコードより名古屋市ウェブサイト「はかりの検査」をご確認いただき、「計量器（はかり）の調査票」をご提出ください。

なお、市の定期検査を前回受検された事業所には、事前に郵送で定期検査のご案内をお送りします。

—裏面へ—

はかりの定期検査について

○受検方法は選べます

定期検査の受検方法は2種類の方法があります。



① 名古屋市が行う検査

☆小中学校等を検査会場として検査を行います。

(使用しているはかりを市の指定する日時に検査会場まで持ち込んでいただきます。)

※ひょう量(最大計量能力)が300kg以上のはかりや、高精度のはかりについては、現地に出張して検査を行います。(期限までに事前の申請が必要です。)

☆検査会場及び検査日時は指定されます。

最新の情報は市公式ウェブサイト「はかりの検査日程」でご確認ください。

☆定期検査手数料は、名古屋市計量検査手数料条例で定められています。詳細は、市公式ウェブサイト「計量検査手数料」でご確認ください。

※検査会場、検査日時及び定期検査手数料は右下の二次元コードからでも検索できます。

② 民間の計量士が行う検査

☆国家資格を有する計量士がはかりの所在場所等に出張して検査を行います。

☆名古屋市の実施月前1年の間に検査を受検し、名古屋市の検査実施月の前月までに検査結果の報告が必要です。

☆検査日や検査手数料は、受検者と計量士との契約になります。
(契約の内容に関し、名古屋市は関与しません。)

○検査の時期

名古屋市内を東西で2分割し、東西区域ごとに概ね以下の時期を予定しています。(2年に1回の周期となります。)

偶数年の実施区域(2026年、2028年、2030年・・・)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
該当区	緑区	南区	天白区	昭和区 瑞穂区	熱田区 守山区	名東区	千種区

奇数年の実施区域(2027年、2029年、2031年・・・)

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
該当区	東区	中村区	北区	港区	中川区	中区	西区

※ひょう量が300kg以上のはかりについては、11月～12月にはかりの所在場所で実施します。(計量法 第21条、計量法施行令 第11条)

○検査結果の処置

<合格の場合>

◆合格証(定期検査済証印)が貼付されます。



<不合格の場合>

◆検定証印又は基準適合証印が除去され、取引又は証明には使用できなくなります。

◆修理をして県が行う検定を受けるか買い替えることとなります。

(計量法 第24条)

問合せ先 名古屋市役所 経済局 産業企画課(計量担当)

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所本庁舎5階)

電話 972-2448 FAX 972-4136

Mail : a2448-01@keizai.city.nagoya.lg.jp

※名古屋市公式ウェブサイト「計量・はかり」でご確認ください。

